

報道発表資料

令和6年1月17日

懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いましたので、職員の懲戒処分の基準に関する規程に基づき、次のとおり公表します。

(1) 事案の概要

令和5年9月12日、被処分者は、緊急自動車運転資格訓練の指導中に、部下に対し車両後退の誘導を行った際、停止の指示に従わなかったため、胸ぐらを両手で掴みながら揺さぶり、首と肩を負傷させた。当該行為は、富津市職員の懲戒処分の基準に関する規程別表第1中「パワー・ハラスメント」に該当する。

(2) 被処分者及び処分内容

所属部	職名	年齢	性別	処分内容
消防署	署長補佐	50歳代	男	減給10分の1(1か月)

なお、管理監督責任として、消防長、消防署長、消防副署長を訓告とした。

(3) 処分年月日

令和6年1月17日

(4) 消防長のコメント

市民の皆様の安心安全を守る職場において、ハラスメント行為が行われたことは誠に遺憾であり、市民の皆様の信頼を損ねる事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起きないよう、再発防止の徹底と、ハラスメントのない職場環境づくりに努めてまいります。

【問い合わせ】富津市消防本部消防総務課

TEL: 0439-88-6402